

随意契約理由書

発注案件名	船堀ワークプラザ(第五トヨダビル)建物賃貸借	要求部署名	東京労働局職業安定部
発注(契約)内容	第五トヨダビル(6階)貸室賃貸借		
発注(契約)案件の要求理由	船堀ワークプラザの事務室として、当該施設運営上必要なため。		
契約金額	¥6,257,820	契約年月日	平成26年4月1日
契約業者名及び住所	株式会社丸富不動産(東京都文京区千駄木二丁目11番16号)		
随意契約の理由	第五トヨダビルの賃貸借契約にあたり、株式会社丸富不動産が当該ビルのオーナーで唯一の契約相手であり、競争性が発生しないため会計法第29条の3第4項に該当する。		
根拠法令	会計法第29条の3第4項		
予定価格及び積算内訳	予定価格	¥6,257,820	
見積書徴取状況	1者(業者指定)		
その他特記事項			